

議員発議

12月定例会において「寡婦（夫）控除における適用基準の見直しを求める意見書」を全員一致で可決し、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣をはじめ関係大臣に提出しました。

寡婦（夫）控除における適用基準の見直しを求める意見書

「寡婦（夫）控除」は、配偶者と死別または離別して子どもを養育するひとり親家庭に適用される国の税制優遇制度であるが、同じひとり親家庭でも婚姻歴がなければ適用されていない。そのため、適用外のひとり親家庭は所得税や住民税の負担が大きくなるばかりでなく、市町村にあっても課税所得から算定される保育施設の利用料などにおいて高い金額が設定されてしまう場合が多い。よって、婚姻歴のないひとり親家庭は、所得水準が低い傾向にあるひとり親家庭の中にあって、さらに大きな不利益を受けているのが実態である。

また、この適用基準は、単に親にとって不公平であるだけでなく養育を受ける子にとってもいられない大きな差別であり、子どもの平等な権利を願う視点からも憂慮すべき問題と言える。

これに対し、多くの市町村は、課税所得の算定において「寡婦控除のみなし適用」制度を導入し保育施設の利用料などでの軽減を図っているが、国の基準である所得税や住民税にその制度を適用することはできないため、根源的な不公平の是正はできていない。

よって、国におかれては、「寡婦（夫）控除」の適用における婚姻歴の有無基準を見直し、子どもを養育するすべてのひとり親家庭に制度が



適用されるよう早急に税法を改正されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月21日
高山市議会

議員発議とは

議員が議案を議会の会議に提出して審議を求めること。

（意見書の提出について

） 議会は、市の公益に関係する事項についての意見書を国に対して提出することができます。（地方自治法第99条）